

第五十九号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（資本剰余金の取崩し）

第三条の二 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもつて取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

第十条第一項中「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「算定方法」という。）第二号に定める一点の単価」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項及び第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七十一条第一項及び第七十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した額」に改め、「あつては、」の下に「その額に」を加え、「額」に、歯科診療の場合にあつては算定方法別表第一、歯科診療以外の場合にあつては算定方法別表第一に定める点数を乗じて得た額と入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）を「率を乗じて得た額」と健康保険法第八十五条第二項又は高齢者医療確保法第七十四条第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準」に改め、同項各号中「算定方法第二号に定める一点の単価に」及び「を乗じて得た額」を削り、同条第二項第一号中「（大正十一年法律第七十号）」を削り、「の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養に該当する」を「又は高齢者医療確保法第六十四条第二項第四号の選定療養（次号において「選定療養」という。）で

ある」に改め、「前項に規定する額に」及び「を加算した額」を削り、同号イ中「二千五百円」を「三千五百円」に改め、同項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 生命保険等に係る業務に従事する者が当該業務に関し医師に面談する場合 一回につき五千二百五十円（当該面談の時間が三十分を超えた場合にあつては、この額にその超えた時間三十分ごとに五千二百五十円を加算して得た額）

第十条第二項第五号中「四千元」を「五千二百五十円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前項に規定する額に、」を削り、「六千円」を「六千三百円」に改め、「を加算した額」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「十五万円」を「二十一万円」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 選定療養である厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が百八十日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を受ける場合
厚生労働大臣が定めるところにより算定した額に相当する額

別表徳島県立中央病院の項中「循環器内科」を「循環器内科 神経内科 血液内科 糖尿病・代謝内科」に改め、「歯科」を削り、

六〇床		五〇〇床	を	三九〇床	五床	六〇床	五床	四六〇床		四三〇床	一〇床

附則

1 この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第三条の次に一条を加える改正規定並びに第十条第一項の改正規定及び同条第二項第一号の改正規定（「大正十一年法律第七十号」を削る部分に限る。）は平成二十四年四月一日から、同項の改正規定（同号の改正規定（「大正十一年法律第七十号」を削る部分に限る。）及び同号イの改正規定並びに同項第四号の改正規定（「六千円」を「六千三百円」に改める部分に限る。）を除く。）は同年五月一日から施行する。

2 改正後の第十条第二項第四号の規定は、平成二十四年五月一日以後に完了した分べんの介助について適用し、同日前に完了した分べんの介助については、なお従前の例による。

提案理由

徳島県立中央病院の改築に伴い、当該病院の診療科目及び病床数の変更等を行うとともに、他の医療機関との均衡を考慮し、使用料及び手数料について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。